

改正後		改正前	
開 発 審 査 会 基 準 第 11 号		開 発 審 査 会 基 準 第 11 号	
地域振興のための工場等		地域振興のための工場等	
地域振興を図る必要があるものとして立地する工場等のための開発行為又は建築行為で、申請の内容が自己の業務用のもので、1 項又は 2 項に該当し、かつ 3 項から 6 項までに該当するものとする。		地域振興を図る必要があるものとして立地する工場等のための開発行為又は建築行為で、申請の内容が自己の業務用のもので、1 項又は 2 項に該当し、かつ 3 項から 6 項までに該当するものとする。	
1 当該工場等は、知事が指定した地域における技術先端型業種の工場又は研究所とする。 2 当該工場等は、都市計画法第 18 条の 2 第 1 項に基づき「市町村の都市計画に関する基本的な方針」において工業としての土地利用を図るべき地区として明示された区域に基づき市町村長が定めた区域内で行なうもので、次の各号に該当するものであること。 (1) 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づき、県および市町村が作成した基本計画における地域別の指定集積業種（物流関連産業を除く）で、所在市町村長が認めるもの。 (2) 開発区域の面積又は敷地面積が 3, 0 0 0 平方メートル以上であるもの。 (3) 敷地の主たる出入口が面する道路幅員は、9 メートル（1 ヘクタール未満にあつては 6 メートル）以上とすること。 3 申請地の規模はその事業計画に照らし適正なものであり、5 ヘクタール未満であること。ただし、2 項の場合で開発行為が完了するまでに地区計画が定められるものにあつては、2 0 ヘクタール未満とすることができる。 4 周辺の土地利用上支障がなく、周辺の環境条件に悪影響を及ぼさないものであること。 5 所在市町村長の支障がない旨の副申書が添付されているものであること。 6 開発又は建築を行なうために他法令による許認可等が必要な場合は、その許認可等が受けられるものであること。		1 当該工場等は、知事が指定した地域における技術先端型業種の工場又は研究所とする。 2 当該工場等は、都市計画法第 18 条の 2 第 1 項に基づき「市町村の都市計画に関する基本的な方針」において工業としての土地利用を図るべき地区として明示された区域に基づき市町村長が定めた区域内で行なうもので、次の各号に該当するものであること。 (1) 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づき、県および市町村が作成した基本計画における地域別の指定集積業種（物流関連産業を除く）で、所在市町村長が認めるもの。 (2) 開発区域の面積又は敷地面積が 3, 0 0 0 平方メートル以上であるもの。 (3) 敷地の主たる出入口が面する道路幅員は、9 メートル（1 ヘクタール未満にあつては 6 メートル）以上とすること。 3 申請地の規模はその事業計画に照らし適正なものであり、5 ヘクタール未満であること。ただし、2 項の場合で開発行為が完了するまでに地区計画が定められるものにあつては、2 0 ヘクタール未満とすることができる。 4 周辺の土地利用上支障がなく、周辺の環境条件に悪影響を及ぼさないものであること。 5 所在市町村長の支障がない旨の副申書が添付されているものであること。 6 開発又は建築を行なうために他法令による許認可等が必要な場合は、その許認可等が受けられるものであること。	
付 記		付 記	
本基準 1 項に該当するものうち、開発区域の面積又は敷地面積が 3, 0 0 0 平方メートル以下のものは、開発審査会の議を経たものとみなす。		本基準 1 項に該当するものうち、開発区域の面積又は敷地面積が 3, 0 0 0 平方メートル以下のものは、開発審査会の議を経たものとみなす。	
知事は、許可したものについて後日開発審査会に報告するものとする。		知事は、許可したものについて後日開発審査会に報告するものとする。	

(資 料)		(資 料)
地域振興のための工場等の立地について知事が指定する地域		地域振興のための工場等の立地について知事が指定する地域
(昭和61年12月 8 日指定) (平成13年10月12日一部変更) (平成14年 4 月 1 日一部変更) (平成15年 4 月 1 日一部変更) (平成15年 8 月20日一部変更) (平成17年 4 月 1 日一部変更) (平成17年 7 月 7 日一部変更) (平成17年10月 1 日一部変更) (平成18年 2 月 1 日一部変更) (平成18年 3 月20日一部変更) (平成18年 4 月 1 日一部変更) (平成19年11月30日一部変更) (平成20年 1 月15日一部変更) (平成21年10月 1 日一部変更) (平成22年 1 月 4 日一部変更) (平成22年 2 月 1 日一部変更) (平成22年 3 月22日一部変更) (平成23年 4 月 1 日一部変更) (平成24年 1 月 4 日一部変更)		(昭和61年12月 8 日指定) (平成13年10月12日一部変更) (平成14年 4 月 1 日一部変更) (平成15年 4 月 1 日一部変更) (平成15年 8 月20日一部変更) (平成17年 4 月 1 日一部変更) (平成17年 7 月 7 日一部変更) (平成17年10月 1 日一部変更) (平成18年 2 月 1 日一部変更) (平成18年 3 月20日一部変更) (平成18年 4 月 1 日一部変更) (平成19年11月30日一部変更) (平成20年 1 月15日一部変更) (平成21年10月 1 日一部変更) (平成22年 1 月 4 日一部変更) (平成22年 2 月 1 日一部変更) (平成22年 3 月22日一部変更) (平成23年 4 月 1 日一部変更) (平成24年 1 月 4 日一部変更)
都市計画法（昭和43年 6 月15日法律第100号）第34条第14号及び都市計画法施行令（昭和44年 6 月13日政令第158号）第36条第 1 項第 3 号ホの規定の運用に関して、工場等の立地を行うことにより地域振興を図る必要がある区域を下記のとおり指定する。		都市計画法（昭和43年 6 月15日法律第100号）第34条第14号及び都市計画法施行令（昭和44年 6 月13日政令第158号）第36条第 1 項第 3 号ホの規定の運用に関して、工場等の立地を行うことにより地域振興を図る必要がある区域を下記のとおり指定する。
記		記
瀬戸市、半田市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、蒲都市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市（平成17年 9 月30日における新城市の区域に限る。）、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町及び幸田町の市街化調整区域（原則として農用地区域、保安林、自然公園区域（普通地域を除く。）、史跡・名勝・天然記念物、文化財包蔵地等積極的に保存すべき区域等を除く。）		瀬戸市、半田市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、蒲都市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市（平成17年 9 月30日における新城市の区域に限る。）、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町及び幸田町の市街化調整区域（原則として農用地区域、保安林、自然公園区域（普通地域を除く。）、史跡・名勝・天然記念物、文化財包蔵地等積極的に保存すべき区域等を除く。）

愛知県開発審査会基準第11号に係る「地域振興のための工場等の技術先端型として認められる業種、製品及び加工技術」	
(平成20年7月10日施行) (平成25年9月6日改正)	(平成20年7月10日施行)
都市計画法（昭和43年6月15日法律第百号）第34条第14号及び都市計画法施行令（昭和44年6月13日政令第百五十八号）第36条第1項第3号ホの規定の運用に関して、地域振興のため立地することがやむを得ないと認められる工場等の業種、製品及び加工技術を下記のとおりとする。	
1. 旧建設省通達（昭和61年8月2日付け建設省経民発第34号）により指定された次に掲げる技術先端型業種（日本標準産業分類平成19年11月改訂による。）	
(1) 医薬品製造業（165）	
ア. 医薬品原薬製造業（1651）	
イ. 医薬品製剤製造業（1652）	
ウ. 生物学的製剤製造業（1653）	
エ. 生薬・漢方製剤製造業（1654）	
オ. 動物用医薬品製造業（1655）	
(2) 通信機械器具・同関連機械器具製造業（301）	
ア. 有線通信機械器具製造業（3011）	
イ. 携帯電話機・PHS電話機製造業（3012）	
ウ. 無線通信機械器具製造業（3013）	
エ. ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業（3014）	
オ. 交通信号保安装置製造業（3015）	
カ. その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業（3019）	
(3) 映像・音響機械器具製造業（302）	
ア. ビデオ機器製造業（3021）	
イ. デジタルカメラ製造業（3022）	
ウ. 電気音響機械器具製造業（3023）	
(4) 電子計算機・同附属装置製造業（303）	
ア. 電子計算機製造業（パーソナルコンピュータを除く）（3031）	
イ. パーソナルコンピュータ製造業（3032）	
ウ. 外部記憶装置製造業（3033）	
エ. 印刷装置製造業（3034）	
オ. 表示装置製造業（3035）	
カ. その他の附属装置製造業（3039）	
(5) 電子応用装置製造業（296）	
ア. X線装置製造業（2961）	
イ. 医療用電子応用装置製造業（2962）	
ウ. その他の電子応用装置製造業（2969）	
(6) 電気計測器製造業（297）	

愛知県開発審査会基準第11号に係る「地域振興のための工場等の技術先端型として認められる業種、製品及び加工技術」	
(平成20年7月10日施行)	(平成20年7月10日施行)
都市計画法（昭和43年6月15日法律第百号）第34条第14号及び都市計画法施行令（昭和44年6月13日政令第百五十八号）第36条第1項第3号ホの規定の運用に関して、地域振興のため立地することがやむを得ないと認められる工場等の業種、製品及び加工技術を下記のとおりとする。	
1. 旧建設省通達（昭和61年8月2日付け建設省経民発第34号）により指定された次に掲げる技術先端型業種（日本標準産業分類平成14年3月改訂による。）	
(1) 医薬品製造業（176）	
ア. 医薬品原薬製造業（1761）	
イ. 医薬品製剤製造業（1762）	
ウ. 生物学的製剤製造業（1763）	
エ. 生薬・漢方製剤製造業（1764）	
オ. 動物用医薬品製造業（1765）	
(2) 通信機械器具・同関連機械器具製造業（281）	
ア. 有線通信機械器具製造業（2811）	
イ. 無線通信機械器具製造業（2812）	
ウ. ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業（2813）	
エ. 電気音響機械器具製造業（2814）	
オ. 交通信号保安装置製造業（2815）	
カ. その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業（2819）	
(3) 電子計算機・同附属装置製造業（282）	
ア. 電子計算機製造業（パーソナルコンピュータ製造業を除く。）（2821）	
イ. パーソナルコンピュータ製造業（2822）	
ウ. 記憶装置製造業（2823）	
エ. 印刷装置製造業（2824）	
オ. その他の附属装置製造業（2829）	
(4) 電子応用装置製造業（274）	
ア. X線装置製造業（2741）	
イ. ビデオ機器製造業（2742）	
ウ. 医療用電子応用装置製造業（2743）	
エ. その他の電子応用装置製造業（2749）	
(5) 電気計測器製造業（275）	

ア. 電気計測器製造業 (2971) イ. 工業計器製造業 (2972) ウ. 医療用計測器製造業 (2973) (7) 電子デバイス製造業 (281) ア. 電子管製造業 (2811) イ. 光電変換素子製造業 (2812) ウ. 半導体素子製造業 (光電変換素子を除く) (2813) エ. 集積回路製造業 (2814) オ. 液晶パネル・フラットパネル製造業 (2815) (8) 電子部品製造業 (282) ア. 抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品製造業 (2821) イ. 音響部品・磁気ヘッド・小型モータ製造業 (2822) ウ. コネクター・スイッチ・リレー製造業 (2823) (9) 記録メダヤ製造業 (283) ア. 半導体メモリメダヤ製造業 (2831) (10) 電子回路製造業 (284) ア. 電子回路基板製造業 (2841) イ. 電子回路実装基板製造業 (2842) (11) ユニット部品製造業 (285) ア. 電源ユニット・高周波ユニット・コントロールユニット製造業 (2851) イ. その他のユニット部品製造業 (2859) (12) その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業 (289) ア. その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業 (2899) (13) 医療用機械器具・医療用品製造業 (274) ア. 医療用機械器具製造業 (2741) イ. 歯科用機械器具製造業 (2742) ウ. 医療用品製造業 (動物用医療機械器具を含む) (2743) エ. 歯科材料製造業 (2744) (14) 光学機械器具・レンズ製造業 (275) ア. 顕微鏡・望遠鏡等製造業 (2751) イ. 写真機・映画用機械・同附属品製造業 (2752) ウ. 光学機械用レンズ・プリズム製造業 (2753) 2. 先端技術が応用されていると認められる次に掲げる業種 (日本標準産業分類平成19年11月改訂による。) (1) ガラス繊維・同製品製造業 (2117) のうち、石英系光ファイバ素線の製造業 (2) 電気用陶磁器製造業 (2144) 及び理化学用・工業用陶磁器製造業 (2145) のうち、IC基板等電気機械の特性を向上させる目的で製造される陶磁器製品の製造業及び導電性セラミックス等製品の製造業	ア. 電気計測器製造業 (2751) イ. 工業計器製造業 (2752) ウ. 医療用計測器製造業 (2753) (6) 電子部品・デバイス製造業 (291) ア. 電子管製造業 (2911) イ. 半導体素子製造業 (2912) ウ. 集積回路製造業 (2913) エ. 抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品製造業 (2914) オ. 音響部品・磁気ヘッド・小形モーター製造業 (2915) カ. コネクター・スイッチ・リレー製造業 (2916) キ. スイッチング電源・高周波組立部品・コントロールユニット製造業 (2917) ク. プリント回路製造業 (2918) ケ. その他の電子部品製造業 (2919) (7) 医療用機械器具・医療用品製造業 (313) ア. 医療用機械器具製造業 (3131) イ. 歯科用機械器具製造業 (3132) ウ. 動物用医療機械器具製造業 (3133) エ. 医療用品製造業 (3134) オ. 歯科材料製造業 (3135) (8) 光学機械器具・レンズ製造業 (315) ア. 顕微鏡・望遠鏡等製造業 (3151) イ. 写真機・同附属品製造業 (3152) ウ. 映画用機械・同附属品製造業 (3153) エ. 光学機械用レンズ・プリズム製造業 (3154) 2. 先端技術が応用されていると認められる次に掲げる業種 (日本標準産業分類平成14年3月改訂による。) (1) ガラス繊維・同製品製造業 (2217) のうち、石英系光ファイバ素線の製造業 (2) 電気用陶磁器製造業 (2244) 及び理化学用・工業用陶磁器製造業 (2245) のうち、IC基板等電気機械の特性を向上させる目的で製造される陶磁器製品の製造業及び導電性セラミックス等製品の製造業
--	---

(3) 金属工作（加工）機械製造業（2661, 2662）のうち、数値制御装置付自動工作機械等の高機能の機械製造業	(3) 金属工作（加工）機械製造業（2641, 2642）のうち、数値制御装置付自動工作機械等の高機能の機械製造業
(4) 複写機製造業（2711）及びその他の事務用機械器具製造業（2719）のうち事務用電子機器の製造業	(4) 事務用機械器具製造業（2681）のうち、事務用電子機器の製造業
(5) ロボット製造業（2694）	(5) 産業用ロボット製造業（2698）
(6) 内燃機関電装品製造業（2922）のうち、エンジン集中制御システム等のコンピュータ制御された内燃機関電装品の製造業	(6) 内燃機関電装品製造業（2716）のうち、エンジン集中制御システム等のコンピュータ制御された内燃機関電装品の製造業
(7) 自動車・同附属品製造業（3111, 3112, 3113）のうち、カーエレクトロニクス等高度技術が活用された自動車の製造業	(7) 自動車・同附属品製造業（3011, 3012, 3013）のうち、カーエレクトロニクス等高度技術が活用された自動車の製造業
(8) 鉄道車両・同部分品製造業（3121, 3122）のうち、新交通システム関連部品の製造業	(8) 鉄道車両・同部分品製造業（3021, 3022）のうち、新交通システム関連部品の製造業
(9) 航空機製造業（3141）及び航空機用原動機製造業（3142）	(9) 航空機製造業（3041）及び航空機用原動機製造業（3042）
(10) その他の航空機部分品・補助装置製造業（3149）のうち、航空機本体を構成する部分品・補助装置の製造業	(10) その他の航空機部分品・補助装置製造業（3049）のうち、航空機本体を構成する部分品・補助装置の製造業
(11) 他に分類されない輸送用機械器具製造業（3199）のうち、ロケット、人工衛星等の宇宙関連機械の製造業	(11) 他に分類されない輸送用機械器具製造業（3099）のうち、ロケット、人工衛星等の宇宙関連機械の製造業
(12) 理化学機械器具製造業（2738）のうち、バイオ実験装置等の特殊な科学研究用・教育用機械器具の製造業	(12) 理化学機械器具製造業（3141）のうち、バイオ実験装置等の特殊な科学研究用・教育用機械器具の製造業
(13) その他の楽器・楽器部品・同材料製造業（3249）のうち、電子部品を組み込んだ電子楽器の製造業	(13) ギター製造業（3222）、その他の楽器・楽器部品・同材料製造業（3229）のうち、電子部品を組み込んだ電子楽器の製造業
(14) 情報記録物製造業（新聞、書籍等の印刷物を除く）（3296）のうち、従来の記憶媒体に新技術が応用され特性が向上したものの製造業	(14) 情報記録物製造業（新聞、書籍等の印刷物を除く）（3296）のうち、従来の記憶媒体に新技術が応用され特性が向上したものの製造業
(15) 娯楽用具・がん具製造業（人形を除く）（3251）のうち、TVゲーム等の電子部品を組み込んだものの製造業（児童乗物を除く）	(15) 娯楽用具・がん具製造業（人形、児童乗物を除く）（3231）のうち、TVゲーム等の電子部品を組み込んだものの製造業
3. 次に掲げる製品の製造業	3. 次に掲げる製品の製造業
(1) 別表1に掲げる先端技術を応用した製品及び当該製品の部分品で先進性が認められるものの製造業	(1) 別表1に掲げる先端技術を応用した製品及び当該製品の部分品で先進性が認められるものの製造業
(2) 別表2に掲げる先端技術を応用した材料の製造業並びに当該材料を使用した製品及び当該製品の部分品で先進性が認められるものの製造業	(2) 別表2に掲げる先端技術を応用した材料の製造業並びに当該材料を使用した製品及び当該製品の部分品で先進性が認められるものの製造業
4. 次に掲げる高度加工技術に係る製造業	4. 次に掲げる高度加工技術に係る製造業
製品の加工において、別表3に掲げる超精密加工、超微細加工、高度機械加工、薄膜化加工、積層造形技術、表面硬化加工、接合、表面処理及び先進成形を行なうため製法特許等を取得している者のうち、特に高度な加工技術（単に、先端技術を応用した加工精度の高い機械等を使用して製造するもの、及び作業者の技能に依存するものは除く。）を応用していると認められる製造業	製品の加工において、別表3に掲げる超精密加工、超微細加工、高度機械加工、薄膜化加工、積層化試作型造形加工、燃焼合成加工及び表面硬化加工を行なうため製法特許等を取得している者のうち、特に高度な加工技術（単に、先端技術を応用した加工精度の高い機械等を使用して製造するもの、及び作業者の技能に依存するものは除く。）を応用していると認められる製造業

別表 1

先端技術を応用した製品

分野	製 品		
	区 分	製 品 名	(例 示)
1. 情報技術	1.1 コンピュータ	パーソナルコンピュータ、ワークステーション、スーパーコンピュータ、光コンピュータ、端末制御装置、インテリジェントターミナル、マイクログレッサ	
	1.2 コンピュータ素子	光電変換素子、電荷結合素子、光結合素子、ジョセフソン素子、デイレイライン、集積回路、超LSI、抵抗チップ、磁気バブルメモリ、ICメモリー、ICパッケージ	
	1.3 コンピュータ周辺機器	記憶媒体、記憶媒体読み取り装置、各種プリンタ機器、パターン認識装置、音声認識装置、音声合成装置、ITS（高度道路交通システム）関連機器、画像処理装置	
	1.4 光電子機器	レーザ装置、レーザ応用装置、レーザレーダー装置、フアイバーオプティックス、エレクトロルミネセンス、フォトカプラ、発光ダイオード、液晶表示装置、プラズマディスプレイ、光電子・通信システム、有機ELディスプレイ	
	1.5 マイクロボット関連機器	自動組立機械、部品自動供給装置、自動検査装置、マニピュレータ、マイクロマシン、産業用ロボット、知能ロボット、群管理システム、集中監視システム、小物部品組立ラインシステム・生産ライン、自動仕分けシステム、工作機械無人化システム、フレキシブル・マニピュレータ、チェアリング・システム（FMS）、コンピュータ・エイデッド・デザイン（CAD）システム、CAD/CAM/CAEシステム	
	1.6 通信機器・システム	テレビ電話、各種電話応用装置、多重放送機材、画像通信システム、データ放送機器、デジタル放送機器、ATM関連システム、金融オンラインシステム、CATVシステム、テレメータリングシステム、公衆デジタル通信システム、衛星通信システム、パケット交換システム、警備保障システム、ネットワーク機器	
	1.7 事務用情報処理機器	電子複写機、OCR、各種専用端末システム、モバイル型情報機器、POSシステム	
	1.8 医療用電子機器	超音波診断装置、凍結手術装置、レーザメス、患者監視装置、核医学装置、光ファイバースコープ、内視鏡、医療情報システム、電子線治療装置、医用バイポーリング・システム、診断機器、分析機器、ペースメーカー、ホスピタル・オートメーション、輸液装置、手術援助装置	
	1.9 家庭用電子機器	音響映像複合製品、PCMオーディオ（ビデオ）アダプター、DVD（BD）プレーヤー、DVD（BD）レコーダー、ハイビジョン対応製品（プレーヤー、レコーダー）、液晶テレビ、情報家電、コンピュータゲーム機	
2. ライフサイエンス	2.1 バイオロジ関連	抗がん剤、生物学的製剤、バイオリアクター、抗生物質、その他医薬品、新酵素、動物（植物）の細胞融合利用製品、生理活性物質、DNA技術関連製品、バイオセンサ、組織培養関連製品、ゲノム製剤	
	2.2 人工医療部材	人工血液、人工血管、人工弁、人工臓器、人工骨、人工皮膚、人工生体組織	
3. 環境・エネルギー	3.1 環境・自然エネルギー関連	排ガス浄化機器、太陽熱発電プラント、風力発電装置、波流発電装置、波力発電装置、河川流発電装置、地熱発電プラント、ソーラーシステム、海洋温度差発電装置、太陽電池、バイオマスエネルギー装置	

別表 1

先端技術を応用した製品

分野	製 品		
	区 分	製 品 名	(例 示)
1. 情報技術	1.1 コンピュータ	パーソナルコンピュータ、ワークステーション、スーパーコンピュータ、光コンピュータ、端末制御装置、インテリジェントターミナル、マイクログレッサ	
	1.2 コンピュータ素子	光電変換素子、電荷結合素子、光結合素子、ジョセフソン素子、デイレイライン、集積回路、超LSI、抵抗チップ、磁気バブルメモリ、ICメモリー、ICパッケージ	
	1.3 コンピュータ周辺機器	記憶媒体、記憶媒体読み取り装置、各種プリンタ機器、パターン認識装置、音声認識装置、音声合成装置、ITS（高度道路交通システム）関連機器、画像処理装置	
	1.4 光電子機器	レーザ装置、レーザ応用装置、レーザレーダー装置、フアイバーオプティックス、エレクトロルミネセンス、フォトカプラ、発光ダイオード、液晶表示装置、プラズマディスプレイ、光電子・通信システム、有機ELディスプレイ	
	1.5 マイクロボット関連機器	自動組立機械、部品自動供給装置、自動検査装置、マニピュレータ、マイクロマシン、産業用ロボット、知能ロボット、群管理システム、集中監視システム、小物部品組立ラインシステム・生産ライン、自動仕分けシステム、工作機械無人化システム、フレキシブル・マニピュレータ、チェアリング・システム（FMS）、コンピュータ・エイデッド・デザイン（CAD）システム、CAD/CAM/CAEシステム	
	1.6 通信機器・システム	テレビ電話、各種電話応用装置、多重放送機材、画像通信システム、データ放送機器、デジタル放送機器、ATM関連システム、金融オンラインシステム、CATVシステム、テレメータリングシステム、公衆デジタル通信システム、衛星通信システム、パケット交換システム、警備保障システム、ネットワーク機器	
	1.7 事務用情報処理機器	電子複写機、OCR、各種専用端末システム、モバイル型情報機器、POSシステム	
	1.8 医療用電子機器	超音波診断装置、凍結手術装置、レーザメス、患者監視装置、核医学装置、光ファイバースコープ、内視鏡、医療情報システム、電子線治療装置、医用バイポーリング・システム、診断機器、分析機器、ペースメーカー、ホスピタル・オートメーション、輸液装置、手術援助装置	
	1.9 家庭用電子機器	音響映像複合製品、PCMオーディオ（ビデオ）アダプター、DVD（BD）プレーヤー、DVDレコーダー、ハイビジョン対応製品（プレーヤー、レコーダー）、液晶テレビ、情報家電、コンピュータゲーム機	
2. ライフサイエンス	2.1 バイオロジ関連	抗がん剤、生物学的製剤、バイオリアクター、抗生物質、その他医薬品、新酵素、動物（植物）の細胞融合利用製品、生理活性物質、DNA技術関連製品、バイオセンサ、組織培養関連製品、ゲノム製剤	
	2.2 人工医療部材	人工血液、人工血管、人工弁、人工臓器、人工骨、人工皮膚、人工生体組織	
3. 環境・エネルギー	3.1 環境・自然エネルギー関連	排ガス浄化機器、太陽熱発電プラント、風力発電装置、波流発電装置、波力発電装置、河川流発電装置、地熱発電プラント、ソーラーシステム、海洋温度差発電装置、太陽電池、バイオマスエネルギー装置	

3.2 新エネルギー関連	ＬＮＧ冷熱利用システム、廃熱回収システム、高温ガス炉、燃料電池、長寿命電池、水素エネルギーシステム、スターリングエンジン、コージェネレーションシステム、高効率ヒートポンプ、高効率蓄電池、高効率キャパシタ、水素改質装置、ガスタービン・ガセンジン発電装置、ハイブリッド車関連製品、燃料電池車関連製品、コモソレール関連製品、 スマートグリッド関連装置
4. 輸送機器・先端輸送機器	4.1 航空・宇宙機器関連 航空機機体・同関連部品、エンジン、複合型ＬＴＡ関連製品、宇宙機器、人工衛星、ロケット・同関連部品 4.2 先端輸送機器関連 低公害車、低燃費車、ITS 対応車、 電気自動車、燃料電池車、ハイブリッド車、 関連部品

別表 2

先端技術を応用した材料

製品	
区分	材料名（例示）
5.1 環境関連	生分解性プラスチック、光触媒材料、セラミックス系環境浄化素材、排ガス浄化素材、 電磁波シールド材
5.2 高分子材料	エンジニアリング・プラスチック（ポリカーボネード、ポリアセタール、ポリアミド）、逆浸透膜、 ポリイミド
5.3 フラインセラミックス	機能性セラミックス（圧電素子、熱電素子、センサー）
5.4 その他の新材料	半導体材料、光ファイバー、磁性材料（フェライト）、超耐熱合金、酸化物単結晶、炭素繊維、カーボンナノ材料（カーボンナノチューブ、フラーレン、グラフエン等）、生体適合性材料、炭化ケイ素、窒化ガリウム、高性能・高機能繊維（炭素繊維、アラミド繊維、ナノファイバー等）、形状記憶材料、希少金属代替材料、有機－無機ハイブリッド材料

別表 3

高度加工技術

区分	内容（例示）
1. 超精密加工	超精密機械加工、非球面精密加工、精密鑄造、電子ビーム加工（溶接等）
2. 超微細加工	プラズマエッチング形成加工、細線化加工、超微粉化加工、精密表面加工
3. 高度機械加工	メタルインジェクション加工（金属射出成形）、難加工材料機械加工
4. 薄膜化加工	プラズマ溶射、PVD（スパッタリング、真空蒸着、イオンプラレーティング）、CVD（熱、減圧、プラズマ）
5. 積層造形技術（3Dプリンティング）	光硬化樹脂積層造形法、粉末焼結積層造形法、シート積層法、熱溶解積層法、インクジェット法
6. 表面硬化加工	真空熱処理（浸炭、窒化）
7. 接合技術	摩擦攪拌接合、異種材料接合、レーザー接合
8. 表面処理技術	金属、プラスチック、セラミックス等の表面処理（プラズマ処理、コーティング、プラスト加工等）
9. 先進成形技術	真空補助樹脂注入成形法（VARTM）、セミソリッド成形法

注 これらの技術を活用して、製品、部分品又は部品を製造するものを対象とする。

3.2 新エネルギー関連	ＬＮＧ冷熱利用システム、廃熱回収システム、高温ガス炉、燃料電池、長寿命電池、水素エネルギーシステム、スターリングエンジン、コージェネレーションシステム、高効率ヒートポンプ、高効率蓄電池、高効率キャパシタ、水素改質装置、ガスタービン・ガセンジン発電装置、ハイブリッド車関連製品、燃料電池車関連製品、コモソレール関連製品
4. 輸送機器・先端輸送機器	4.1 航空・宇宙機器関連 航空機機体・同関連部品、エンジン、複合型ＬＴＡ関連製品、宇宙機器、人工衛星、ロケット・同関連部品 4.2 先端輸送機器関連 低公害車、低燃費車、ITS 対応車、関連部品

別表 2

先端技術を応用した材料

製品	
区分	材料名（例示）
5.1 環境関連	生分解性プラスチック、光触媒材料、セラミックス系環境浄化素材、排ガス浄化素材
5.2 高分子材料	エンジニアリング・プラスチック（ポリカーボネード、ポリアセタール、ポリアミド）、逆浸透膜
5.3 フラインセラミックス	機能性セラミックス（圧電素子、熱電素子、センサー）
5.4 その他の新材料	半導体材料、光ファイバー、磁性材料（フェライト）、超耐熱合金、酸化物単結晶、炭素繊維、カーボンナノ材料（チューブ、フラーレン）、生体適合性材料

別表 3

高度加工技術

区分	内容（例示）
1. 超精密加工	超精密機械加工、非球面精密加工、精密鑄造、電子ビーム加工（溶接等）
2. 超微細加工	プラズマエッチング形成加工、細線化加工、超微粉化加工、精密表面加工
3. 高度機械加工	メタルインジェクション加工（金属射出成形）、難加工材料機械加工
4. 薄膜化加工	プラズマ溶射、PVD（スパッタリング、真空蒸着、イオンプラレーティング）、CVD（熱、減圧、プラズマ）
5. 積層化試作型造形加工（3Dプリンティング）	光硬化樹脂積層化試作型造形加工、紙積層化試作型造形加工
6. 燃焼合成加工	形状記憶合金合成加工、その他燃焼合成加工
7. 表面硬化加工	真空熱処理（浸炭、窒化）

注 これらの技術を活用して、製品、部分品又は部品を製造するものを対象とする。